

第1回北上市総合教育会議

日 時 平成27年6月30日（火）午後3時00分

場 所 北上市役所5階第1会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ（市長、教育長）

3 審議

北上市総合教育会議運営要項（案）について

4 協議

(1) 市長からの協議

ア 大綱の策定について

イ いじめ防止対策基本方針の策定について

(2) 教育委員会からの協議

ア 北上市教育振興基本計画の見直しについて

5 その他

6 閉会

第 1 回北上市総合教育会議出席者名簿

構成員

職	氏 名	摘 要
市 長	たか はし とし ひこ 高 橋 敏 彦	
教 育 長	お ぼら よし のり 小 原 善 則	
教育委員	うす ぎ けい こ 薄 衣 景 子	
教育委員	たか はし ぜん ろう 高 橋 善 郎	
教育委員	たか はし きぬよ 高 橋 きぬ代	
教育委員	てる い わたる 照 井 渉	

オブザーバー

職	氏 名	摘 要
副 市 長	おい かわ よし あき 及 川 義 明	

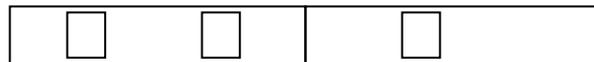
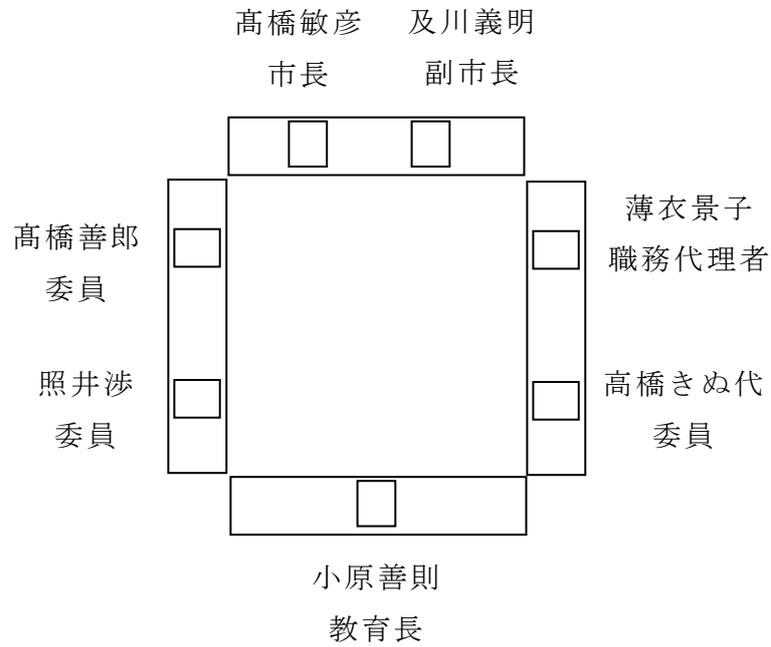
関係職員

職	氏 名	摘 要
企画部長	まつ だ こう ぞう 松 田 幸 三	
政策企画課長	たか はし けん すけ 高 橋 謙 輔	
教育部学校教育課長	たか はし くに ひさ 高 橋 邦 尚	

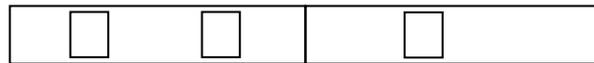
事務局

職	氏 名	摘 要
教育部長	あ べ ゆう こ 阿 部 裕 子	
教育部総務課長	かん の かず ゆき 菅 野 和 之	
教育部総務課長補佐	さ と う ゆう すけ 佐 藤 祐 介	

第1回北上市総合教育会議座席表



菅野和之 阿部裕子 松田幸三
総務課長 教育部長 企画部長



佐藤祐介 高橋邦尚 高橋謙輔
総務課補佐 学校教育課長 政策企画課長

北上市総合教育会議運営要項（案）

（趣旨）

第1 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、北上市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2 法第1条の4第1号に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育（市長が教育委員会に補助執行させている事務を含む。次号において同じ。）に関する基本的又は重要な方針又は計画に関すること。
- (2) 教育に関する重要な施策及び予算に関すること。

（会議）

第3 市長は、会議を総理する。

（緊急時の会議）

第4 緊急を要する場合は、市長及び教育長のみで会議を開催することができる。ただし、会議の内容については、速やかに他の構成員に周知するものとする。

（秘密会の措置）

第5 法第1条の4第6項ただし書きの規定により、会議を公開しないこととするときは、市長は、傍聴人及び指定する者以外の者を退席させるものとする。

2 公開しないこととされた会議の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。ただし、協議の結果、公開しないこととされた会議の結果及び内容の全部又は一部を公表し、又は会議録に記載することができる。

（会議録の記載）

第6 会議録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 会議の次第並びに開会及び閉会等に関する事項
- (2) 出席した構成員
- (3) 意見聴取のため出席した者
- (4) 説明等のため出席した職員
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) その他会議において必要と認めた事項

2 秘密会の会議録は、前項に準じて作成しなければならない。

3 会議録は、市長が作成する。

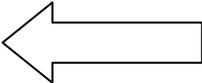
（会議の傍聴）

第7 会議の傍聴の手続等については、市議会の例による

（庶務）

第8 会議の庶務は、教育委員会教育部総務課で処理する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律と「北上市総合教育会議運営要項（案）」との関係

地方教育行政の組織及び運営に関する法律	北上市総合教育会議運営要項（案）
<p>(総合教育会議)</p> <p>第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。</p> <p>(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策</p> <p>(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、北上市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議・調整事項)</p>  <p>(協議事項等)</p> <p>第2 法第1条の4第1号に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育（市長が教育委員会に補助執行させている事務を含む。次号において同じ。）に関する基本的又は重要な方針又は計画に関すること。</p> <p>(2) 教育に関する重要な施策及び予算に関すること。</p>

審議資料

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

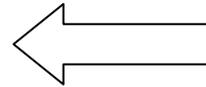
- (1) 地方公共団体の長
- (2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

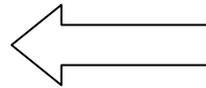
4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の構成員)



(会議の招集)



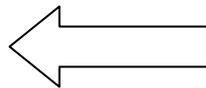
(会議)

第3 市長は、会議を総理する。

(緊急時の会議)

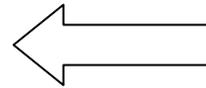
第4 緊急を要する場合は、市長及び教育長のみで会議を開催することができる。ただし、会議の内容については、速やかに他の構成員に周知するものとする。

(関係職員の出席)



6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議の公開及び秘密会)



(秘密会の措置)

第5 法第1条の4第6項ただし書きの規定により、会議を公開しないこととするときは、市長は、傍聴人及び指定する者以外の者を退席させるものとする。

2 公開しないこととされた会議の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。ただし、協議の結果、公開しないこととされた会議の結果及び内容の全部又は一部を公表し、又は会議録に記載することができる。

(会議録の記載)

第6 会議録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 会議の次第並びに開会及び閉会等に関する事項
- (2) 出席した構成員
- (3) 意見聴取のため出席した者
- (4) 説明等のため出席した職員
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) その他会議において必要と認めた事項

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

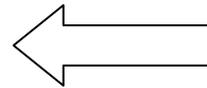
8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

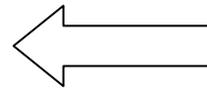
2 秘密会の会議録は、前項に準じて作成しなければならない。

3 会議録は、市長が作成する。

(会議録の公表)



(会議結果の尊重)



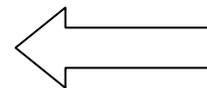
(会議の傍聴)

第7 会議の傍聴の手續等については、市議会の例による

(庶務)

第8 会議の庶務は、教育委員会教育部総務課で処理する。

この要項の根拠となる条文



用語の説明

「調整」 教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉などの市長の権限に属する事務との調和を図ること。

「協議」 調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの。

平成27年度北上市総合教育会議開催予定

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(仮称) 北上市教育 大綱	総合教育会議 (策定方針)		総合計画（後期計画）等を踏まえて 素案検討			総合教育会議 (素案協議)	全協説明	総合教育会議 (最終案協議ほか)	大綱策定	
教育振興基 本計画の見 直し		見直し案作成 (各課)	検討委員 委嘱		修正案検討 (各課)		パブリック コメント		政策推進会議	印刷配布
		(教育委員会 見直し方針 見直し方針 見直し方針) (教育委員会 見直し方針 見直し方針)	(教育委員会 見直し案協議 見直し案協議) (教育委員会 見直し案協議 見直し案協議)	(検討委員会 見直し案協議 見直し案協議)			修正案協議 (教育委員会 見直し案協議 見直し案協議)		全協説明	(振興計画 見直し案協議 見直し案協議) (教育委員会 見直し案協議 見直し案協議)
重要施策・ 予算等					総合教育会議 (新年度に向けた協議)					

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

（仮称）北上市教育大綱の策定について

今年度に策定する北上市総合計画後期計画（平成28年度～32年度）並びに北上市教育振興基本計画（平成23年度～32年度）の中間見直しと整合を図りながら、次のとおり取りまとめするものとする。

1 期間

期間を定める（総合計画の期間又は市長の任期）

2 内容

北上市の実情に応じた、北上市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な方針を定める。

3 検討方法

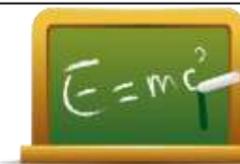
企画部政策企画課で素案の検討を行い、教育委員会と協議を行いながら進めるものとする。

4 日程

平成27年8月から検討を開始し、10月に素案を取りまとめ。11月の総合教育会議で協議を行い、平成28年1月の総合教育会議で最終協議を経て、年度内に策定する。



北上市いじめ防止対策基本方針策定の概要



北上市いじめ防止対策基本方針とは

新教育委員会制度の発足、総合教育会議での協議をかんがみ、本市では、平成27年度の策定とします。

子どもが自他のいのちを大切にし、いきいきとした日常生活を営むにあたって、いじめは決して許されることのない行為であることを受け、学校のみならず、家庭・地域・行政・その他関係機関の連携のもと、いじめの防止、早期発見、および対処（以下「いじめの防止等」という）のための対策を総合的かつ効果的推進するための方針を定め、本市の教育を推進します。

北上市の学校教育における基本目標 「郷土を愛し 未来を拓き いのち輝く 人づくり」

- 基本方針
- 1 社会全体で子どもの健やかな成長を支える環境をつくります
 - 2 一人ひとりの可能性を伸ばし夢と希望をはぐくむ学校をつくります
 - 3 共に学び、互いに高め合い、心の豊かさと人と人とのつながりが広がる地域をつくります

社会的背景及び国の法施行・

県基本方針及び市町村基本方針の策定

2011年（平成23年）10月滋賀県大津市において、当時中学2年男子生徒がいじめを苦に自殺する事件が発生しました。事件の前後の学校及び教育委員会の対応に係る問題が浮上、問題視されるに至りました。本件をきっかけに2013年（平成25年）6月28日に与野党議員立法により、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）」が成立し、同年9月28日に施行されています。

また、本県においては、2014年（平成26年）4月に「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」が県により策定されるに至っており、市町村及び各学校においても、法に則った形で条件整備が推進されています。

北上市基本方針策定に係る法的根拠

法第12条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

学校いじめ基本方針策定に係る法的根拠

法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本市としては、明確な方針を定めることにしました。

各学校は、実情に応じながら県の方針等をもとに実効性のある方針を策定しました。

平成26年度中に小学校17校中学校9校全ての学校において策定済みとなっています。

法の内容に従いながら、かつ各学校の学校いじめ基本方針の内容が本市基本方針の内容にシフトする形で総合的・効果的な方針となっています。

法の施行後、その施行状況を勘案し、検討が加えられ、法に必要な措置が講ぜられた場合、及び市基本方針の策定から3年を経過した時点で、実効的な方針となるよう見直しを図っていきます。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第2条】

【具体的ないじめの態様例】

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ 集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【国の基本方針】

本市のいじめ防止等の対策に関する基本理念は次の3点です

1. いじめはどこでも起こりうる問題であることをかんがみ、すべての児童生徒の安心生活を保障する。
2. 市、学校、家庭、地域、関係機関の連携と協力で取り組む。
3. 児童等に当事者意識をもたせる。

「いじめは絶対に許されない」の共通確認と連携が大切になります

学校・保護者・地域・関係機関が連携し、生きる力や豊かな人間性をはぐくむという認識で未然防止、早期発見、早期対応にあたっていく。



市が実施する施策

【北上市いじめ問題対策連絡協議会】

- 教育委員会学校教育課
- 市小学校生徒指導連絡協議会会長、副会長
- 地区中学校生徒指導連絡協議会会長、副会長
- 北上警察署生活安全課
- 中部教育事務所
- 市内のいじめ問題の状況の把握、未然防止・早期発見・早期対応等について協議を図り、各学校のいじめ防止等の対策に資する。

【北上市いじめ対策専門委員会】（第三者委員会）

- 弁護士 ○ 医療関係者 ○ 心理や福祉の機関等の専門的な知識及び経験を有する者（教育委員会…事務局）
- いじめ防止等の対策を推進するための専門的知見
- 重大事態の発生の報告を受けた場合の市としての調査機関

組織に関すること

公平性・中立性に留意します。

各学校が実施すべき施策

【校内組織の設置】 法第22条により必置

- 「いじめ防止等対策委員会」（学校ごとの名称）
- 校長 ○ 副校長 ○ （主幹教諭） ○ 生徒指導主事 ○ 教育相談担当 ○ 養護教諭 ○ 学年主任 ※各学校の実情に応じて構成を決める。

- 具体的な取組計画の立案・実行・反省・修正
- いじめが起こった場合の組織的な対応の実際を決定
- 幼保小連携・小中連携・学校間連携の中でのいじめ防止等の効果的推進の中核

未然防止 早期発見 早期対応 に関すること

- 月別生徒指導状況報告による実態把握
- 教職員研修の実施
- わかる授業づくりの推進
- 警察との連携
- 教育相談体制の構築及び児童等の居場所づくり
- 学校以外の子どもの活動場所への必要な情報の提供及び啓発 等

- 「いじめ撲滅宣言」等児童会・生徒会活動の推進
- PTA活動としての「いじめ学習会」の開催
- 定期的なアンケート調査の実施
- 教育相談の実施
- 早期の事実確認・保護者への説明連絡、助言
- いじめを行った児童等への指導
- ※ 各学校の実情に応じて内容を策定する。

いじめの対応 に関すること

- 指導主事を派遣しての学校への指導・助言
- いじめを受けた児童等が通常の教育が受けられるための措置
- いじめを行った児童等への措置
- 犯罪性の高い事案について、警察等との連携を学校へ示唆 等

- 教育委員会と連携を密に行い、指示・助言を受ける
- 外部機関と連携し、PTA活動としての「いじめ学習会」を開催
- 継続的な指導及び観察並びに保護者との連携
- ※ 各学校の実情に応じて内容を策定する。

重大事態への対処

「重大事態」とは 【法第28条第1項】【国の基本方針】

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を被った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・「相当の期間」については、年間30日を目安とする。

速やかに組織を設ける

市教委は学校と連携し、必要な支援、助言を行います。

学校

「いじめ防止等対策委員会」（学校ごとの名称）による調査を実施し、教委へ報告。教委は市長へ報告。

市・教育委員会

「北上市いじめ対策専門委員会」による調査を実施し、市長へ報告。

市長

当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。【法第30条第2項】
再調査を行ったとき、その結果を議会に報告する。【法第30条第3項】

北上市教育振興基本計画の施策体系

北上市総合計画まちづくりの基本理念

「自ら創造し、いきいきと支えあい、笑顔咲きほこるまち」

北上市教育の基本目標

「郷土を愛し 未来を拓き いのち輝く 人づくり」

北上市教育の基本方針

- 1 社会全体で子どもの健やかな成長を支える環境をつくります
- 2 一人ひとりの可能性を伸ばし、夢と希望をはぐくむ学校をつくります
- 3 共に学び、互いに高め合い、心の豊かさと人と人の繋がりが広がる地域をつくります

◆教育振興施策の基本方向

◆施策領域

◆施策区分

1 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり	(1) 子育てと仕事が両立できる環境の充実	① 保育サービスの充実 ② 児童の健全育成 ③ 子ども・子育て新システムへの対応
	(2) 子育て家庭への支援	① 経済的支援の充実 ② ひとり親家庭などの支援
	(3) 地域における子育て支援の推進	① 子育て支援サービスの充実 ② 子育て中の親が交流などのできる場づくり ③ 私立幼稚園及び保育所への支援
	(4) 子どもの健やかな成長をはぐくむ環境の整備	① 幼保小連携の充実 ② 施設環境の整備 ③ 市立幼稚園及び保育所の民営化の推進
	(5) 保護を要する児童などへのきめ細やかな取り組みの推進	① 児童虐待防止対策の充実 ② 障がい児の早期療育の充実
2 生きる力や豊かな人間性をはぐくむ学校教育の推進	(1) 学校生活を通して、知・徳・体をはぐくむ	① 学力の向上 ② 心豊かでたくましい人間の育成 ③ 食育指導の充実 ④ 国際理解教育の充実 ⑤ 情報教育の推進
	(2) 児童生徒への就学支援	① 特に配慮を必要とする児童生徒への支援 ② 学校不適応対策の推進 ③ 就学支援の充実 ④ 市奨学金の支援 ⑤ 私立学校への支援
	(3) 学校、家庭、地域との連携による教育の充実	① 開かれた学校教育の推進 ② 学校と家庭、地域との協働推進 ③ ものづくり産業と連携したキャリア教育の推進
	(4) 小中学校における教育環境の整備	① 教育環境の整備 ② 教育用備品などの整備 ③ 学校給食の充実
3 いきいきと共に楽しく学ぶ環境づくり	(1) 生涯を通じた学習機会の充実	① 年代や社会情勢に応じた学習機会の提供 ② 活用できる生涯学習情報の発信 ③ 生涯学習活動の支援
	(2) 家庭や地域などが連携した社会教育の推進	① 家庭や地域の教育力の向上 ② 社会参加活動の推進 ③ 子どもの居場所づくり
	(3) 社会教育施設の適切な管理と運営	① 社会教育施設の効果的、効率的運営 ② 郷土学習推進体制の充実 ③ 図書館資料の整備と読書活動の推進
4 豊かなスポーツライフの実現とスポーツ環境の整備充実	(1) 誰もが気軽に親しめるスポーツの振興	① 市民の体力維持と増進 ② ニュースポーツ、ウィンタースポーツの普及
	(2) ステップアップを目指した競技スポーツの推進	① 選手強化と競技力向上体制の確立 ② スポーツ観戦の機会の提供 ③ いわて北上マラソン大会参加者の拡大
	(3) スポーツ環境の整備と充実	① 公認更新の実施 ② 耐震診断の実施 ③ 施設の整備 ④ 学校体育施設の有効活用 ⑤ スポーツ行事の情報提供
5 地域の芸術文化の再発見と振興	(1) 芸術文化活動の推進	① 芸術文化活動の支援 ② 詩歌のまちづくりの推進
	(2) 歴史、文化遺産の保存と活用	① 地域に残る文化財の保護と保存 ② 民俗芸能の育成と伝承推進 ③ 歴史的空間の確保と活用